

エコアクション21

環境経営レポート

2023年度版

2023年6月1日 ~ 2024年5月31日

2024年 7月 1日

株式会社 池ノ沢工業

目次

1	事業概要	2~3
2	実施体制	3~4
3	環境経営方針	5
4	環境経営目標	6
5	環境経営計画	7
6	環境経営目標の実績	8
7	環境経営計画の取組結果とその評価・次年度の取組内容	9~10
8	環境関連法規等の遵守状況の確認および評価の結果 並びに違反・訴訟等の有無	11~13
9	代表者による全体の取組状況の評価と見直し・指示の結果	14

1 事業概要

➤ 事業者名および代表者名

株式会社 池ノ沢工業
代表取締役 望月 史

赤堀土木株式会社
代表取締役 望月路代

➤ 所在地

〒424-0204
静岡県静岡市清水区興津中町 1483-15

➤ 環境管理責任者及び事務局

環境管理責任者 望月路代 望月 周
EA-21 活動事務局 赤堀 ゆり

➤ 連絡先

連絡担当者 赤堀土木(株) 赤堀ゆり
電話 054-368-6750

➤ 事業活動の内容

(株)池ノ沢工業

建設業許可 静岡県知事許可 (特-3) 第 30299 号
許可の有効期限 令和 4 年 2 月 8 日～令和 9 年 2 月 7 日
建設業 (土木、建築、大工、とび・土工、舗装、塗装、防水、内装仕上)

赤堀土木(株)

建設業許可 静岡県知事許可 (特-3) 第 19862 号
許可の有効期限 令和 4 年 1 月 5 日～令和 9 年 1 月 4 日
建設業 (土木、とび・土工、石、塗装、舗装、しゅんせつ、水道施設、管)

➤ **適用事業範囲**

適用事業場の所在地

(株)池ノ沢工業 本社	静岡市清水区興津中町 1483-15
赤堀土木(株)	同 上

(株)池ノ沢工業 谷津倉庫	静岡市清水区谷津 1 丁目 284-1
赤堀土木(株) 資機材置場	静岡市清水区高橋 3-6-13

➤ **事業規模**

運用期間 2023 年 6 月 1 日～2024 年 5 月 31 日

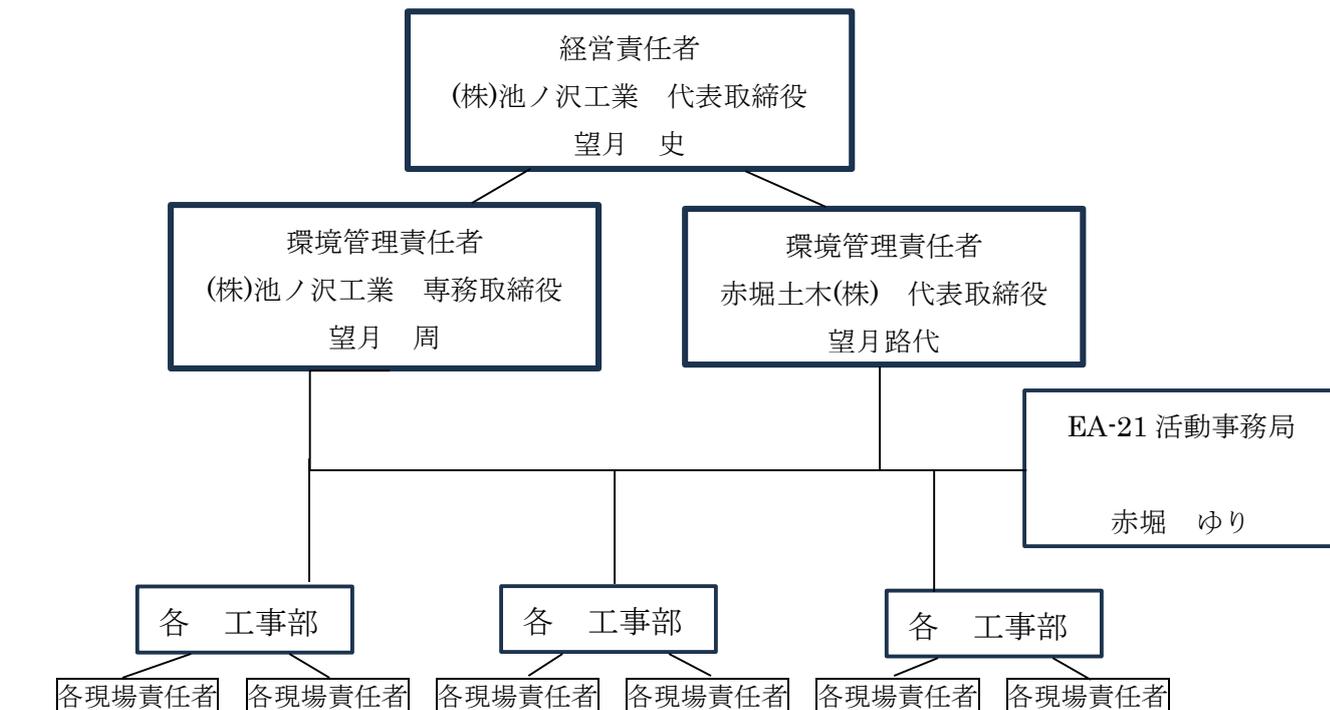
従業員数 66 名

事業所床面積 50 m²

2 実施体制

- 取組対象組織 全社組織（本社、倉庫、資機材置場、現場）
- 取組対象活動 建設業（土木、とび・土工、舗装、塗装、石、浚渫、水道施設、管）

〈エコアクション 21 実施体制〉



	役割 責任 権限
代 表 取 締 役	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境経営方針を定める ● 経営における課題とチャンスを確認にする ● 環境管理責任者を指名 ● 環境経営目標の設定を承認 ● 資源（人材・資金・技術）の用意 ● システムの評価と見直しを実施
環 境 管 理 責 任 者	<ul style="list-style-type: none"> ● システムの総責任者としての役割権限を他の責任に関わらず持つ ● システムの実績を代表者に報告 ● 全体計画の立案一般教育の実施
事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ● 文書の作成・管理 ● システム運営上の事務管理 ● 環境関連の外部コミュニケーションの窓口
各 工 事 部	<ul style="list-style-type: none"> ● 部における環境経営システムの実施 ● 実施状況の確認・記録・報告 ● 環境上の緊急事態への準備及び対応 ● 環境上の緊急事態の試行及び訓練 ● 各部における問題点の発見・是正・予防措置
各 現 場 責 任 者	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境経営方針の理解と環境活動の重要性を自覚 ● 定められたことを守り、自主的・積極的に環境活動に参加

3 環境経営方針

①環境理念

私共 株式会社池ノ沢工業及び赤堀土木株式会社は地球環境保全の重要性を認識し、より良い環境を次世代に引継いでいく為に、地域の社会資本の整備を通じて環境保全に取り組めます。また、全社員一体となって環境経営システムの継続的改善を誓約し、環境負荷の低減に努めます。

②行動指針

当社は事業活動に伴う環境負荷を低減するために以下の方針に基づき環境に配慮した活動を継続的に行っていきます。

- (1) 工事や営業活動に関わる環境への影響のうち下記の項目を環境管理重要テーマとして取り組みます。
 - 二酸化炭素の削減
 - 水資源使用量の適正管理
 - 廃棄物の削減
 - 化学物質の削減
 - 事業所・工事現場周辺の清掃等、地域社会貢献
 - 循環式エコブラスト工法の導入による産業廃棄物排出量の低減
 - 民間工事での再生材の使用提案
- (2) 常に工事現場周辺の環境に意識を置き、更に作業活動による事故や災害を防止することにより、環境保全に努めます。
- (3) 環境に関する法令・規制を遵守します。
- (4) 地域の環境保全を目的としたボランティア活動を行います。
- (5) 全社員が環境負荷低減活動を積極的に実践できるように、この環境方針を周知するとともに、環境活動レポート等で社外へも公表します。

制定 2010年9月20日

改訂 2022年6月1日

株式会社池ノ沢工業

代表取締役 望月 史

4 環境経営目標

		基準年度 (2021 年度)	2023	2024	2025
項目 / 単位		2021 6/1 ～ 2022 5/31	2023 6/1 ～ 2024 5/31	2024 6/1 ～ 2025 5/31	2025 6/1 ～ 2026 5/31
		基準値	目標削減率	目標削減率	目標削減率
二酸化炭素排出量の削減	kg-Co2	128,789	基準年度比 2%減	基準年度比 3%減	基準年度比 4%減
電気使用量の削減	kWh	21,958	-2%	-3%	-4%
ガソリン使用量の削減	L	26,056	-2%	-3%	-4%
軽油使用量の削減	L	22,781	-2%	-3%	-4%
一般廃棄物の削減	t	リサイクル率 95%	95%以上	95%以上	95%以上
産業廃棄物の削減	t	リサイクル率 95%	95%以上	95%以上	95%以上
水使用量の適正管理	m ³	464	適正管理※1	適正管理	適正管理
循環式エコブラスト工法の導入	件/年	10	10	10	10
民間工事での再生材の提案	件/年	2	2	2	2
清掃等地域環境活動の実施	回/年	4	4	4	4

※1：環境負荷が少なく、改善が定着しているため使用量を把握し適正管理とした。

5 環境経営計画

①電気使用量の削減（通年）責任者：望月路代

- 不在箇所は消灯
- 必要以上に照明器具を使用しない
- エアコンは適切な設定温度にする
- 設備の中で安全性の高いものは休日中に電源を切る

②化石燃料(ガソリン、軽油、灯油)使用量の削減（通年）責任者：望月 周

- アイドリングストップの実施
- 急発進・急加速・急停止の禁止
- 過積載の禁止
- 能力に見合った重機・車両を使用
- 排気ガス規制の重機を使用

③水使用量の適正管理（通年）責任者：白鳥

- 手洗い時の水使用量を減らす
- 使用後は必ず蛇口を締める
- 節水に心掛ける
- 漏水の点検

④一般廃棄物の削減（通年）責任者：望月路代

- 事務用紙の両面利用の徹底
- 分別を行い再利用できるものは再利用

⑤産業廃棄物の再利用及び減量（工事施工期間）責任者：齋藤

- アスファルトガラ・コンクリートガラと土砂とを分け量を減らす
- 資材の発注、加工時には端材を減らすよう寸法の確認を行う
- マニユフェストにより適正処理を行う

⑥循環式エコブラスト工法の導入（通年）責任者：望月 周

- 循環式エコブラスト工法の導入による産業廃棄物排出量の低減

⑦民間工事での再生材の提案（通年）責任者：齋藤

- 民間工事での再生材の使用を積極的に提案する

⑧地域への貢献（随時）責任者：大瀧

- 所属協会の主催するボランティア活動に参加する
- 随時、会社周辺及び現場内の清掃を行う

6 環境経営目標の実績

購入電力の二酸化炭素排出係数 0.388kg-CO₂/kWh

(2021年[令和3年]の調整後の値を基準とする)

項目 / 単位	2021 6/1 ～ 2022 5/31 2021年度		2023 6/1 ～ 2024 5/31 2023年度			
	基準値	目標削減率	目標値	実績値	評価	
二酸化炭素排出量の削減	kg-Co ₂	128,789	-2%	126,213	177,647	×
電気使用量の削減	kwh	21,958	-2%	21,519	27,381	×
ガソリン使用量の削減	L	26,056	-2%	25,535	36,768	×
軽油使用量の削減	L	22,781	-2%	22,325	31,728	×
一般廃棄物の削減	t	リサイクル率 95%	95%以上	95%以上		○
産業廃棄物の削減	t	リサイクル率 95%	95%以上	98.4%		◎
水使用量の適正管理	m ³	464	適正管理	592		○
循環式エコプラスト工法の導入	件/年	10	10	13		◎
民間工事での再生材の提案	件/年	2	2	2		○
清掃等地域環境活動の実施	回/年	4	4	6		◎

7 環境経営計画の取組結果とその評価および次年度の取組(計画)内容

取組内容	評価		次年度取組(計画)内容
①電気使用量の削減 <ul style="list-style-type: none"> ● 不在箇所は消灯 ● 必要以上に照明器具を使用しない ● エアコンは適切な設定温度にする ● 設備の中で安全性の高いものは休日中に電源を切る 	○	こまめな消灯を心掛けた。	電気料も増々値が上がるので、より引き締めていきたい
②化石燃料(ガソリン、軽油)使用量の削減 <ul style="list-style-type: none"> ● アイドリングストップの実施 ● 急発進・急加速・急停止の禁止 ● 過積載の禁止 ● 能力に見合った重機・車両を使用 ● 排気ガス規制の重機を使用 	○	日頃より車両の使い方には十分留意し、交通安全への配慮ができています。	原油価格も高騰しているため、左記のような建設機械や車両についての最低限の基本事項は改めて認識する
③水使用量の適正管理 <ul style="list-style-type: none"> ● 手洗い時の水使用量を減らす ● 使用後は必ず蛇口を締める ● 節水に心掛ける ● 漏水の点検 	○	節水への心掛けは日々実践できている	今後ともこの姿勢を維持していく
④一般廃棄物の削減 <ul style="list-style-type: none"> ● 事務用紙の両面利用の徹底 ● 分別を行い再利用できるものは再利用 	○	古紙の仕分けや再利用等は徹底できている	引き続きリサイクル意識の向上に努める
⑤産業廃棄物の再利用及び減量 <ul style="list-style-type: none"> ● アスファルトガラ・コンクリートガラと土砂とを分け量を減らす ● 資材の発注、加工時には端材を減らすよう寸法の確認を行う ● マニフェストにより適正処理を行う 	○	産業廃棄物の分別を徹底することは、仕事の効率向上や経費削減にも繋がるので、しっかりなされている	法令の改廃には常に注視し、違法行為のなきよう気を付ける
⑥循環式エコブラスト工法の導入 <ul style="list-style-type: none"> ● 循環式エコブラスト工法の導入による産業廃棄物排出量の低減 	○	鉄の研削材を再利用することで産業廃棄物排出量を 1/40 に抑えることができた	積極的にこの工法を採用していきたい 継続実施

<p>⑦民間工事での再生材の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 民間工事での再生材の使用を積極的に提案する <p>⑧地域への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 所属協会の主催するボランティア活動に参加する ● 随時、会社周辺及び現場内の清掃を行う 	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>更に検討を進めている</p> <p>社員一同、積極的に参加した</p> <p>整理整頓の実践は浪費の抑制や怪我の防止にもなるので、一人ひとりが自身の課題として取り組んでいくことが望まれる</p>	<p>これからもより良い提案ができるよう努めていく。 継続実施</p> <p>次年度も率先して参加・協力する</p> <p>身の回りの片づけ・清掃は、仕事の能率にも大きくかかわり、ひいては、この取り組みの目的である環境経営へと貢献するものであるから、是非とも全員が習慣づけたい</p>
--	----------------------------	--	--

8 環境関連法規等の遵守状況の確認および評価の結果並びに違反・訴訟等の有無

評価日：2024年6月1日(望月 周)

法規 ・ 条例 ・ 規制		条 項	適用内容または規制基準	備 考	遵守評価	
義務	法 律 ・ 条 例	廃棄物処理法 (廃棄物の処理及び清掃に 関する法律)	第6条の2第6項	市長のルールに従った分別と搬出及び 業者委託	業者委託時は許可証確認	○
		自らが排出事業者 (元請現場・事務所)となるもの	第12条第2項	廃棄物の悪臭・飛散・地下浸透防止 産業廃棄物保管場所への掲示板の設置	保管場所での環境被害防止 掲示板設置(60cm×60cm以上)	○ ○
			第12条第5項	産業廃棄物運搬業者並びに処分業者 との委託契約	契約書の締結及び保存	○
			第12条の3第1項	manifestoの交付	A票(委託時、電子は3日以内)	○
			第12条の3第2,6項	manifestoの保管	A票～E票(5年間)	○
			第12条の3第6項	manifestoの期間内の返却の確認	B2およびD票：90日以内 E票：180日以内	○ ○
			第12条の3第7項	産業廃棄物管理票交付等状況報告	毎年6月30日までに報告	○
			第12条の3第8項	産業廃棄物管理票の期間内未返却時の 許可業者への報告	返却期間終了後30日以内に 許可業者に報告	○
			静岡市産業廃棄物の 適正な処理に関する条例	第8条	産業廃棄物管理責任者の設置	資格は問わない
		静岡市内の排出事業者 (元請現場・事務所)となるもの	第10条	実地確認の実施と記録保存	処分委託先の年1回の 実地確認と記録作成5年間 保存(委託先が優良事業者で あるときは免除)	○
	建設リサイクル法 (建設工事に係る資材の 再資源化等に関する法律)		第5条	建設業者の責務	分別の励行、リサイクルの推進	○
		第9条	対象建設工事受注者又は自主施工者の 分別解体等の実施	解体工事・床面積80平米以上 新築・増築工事・床面積 合計500平米以上 その他の工作物に関する工事 (土木工事等・請負代金500万 円以上)	○	
		第10条	対象建設工事の発注者または 自主施工者の対象工事の届出		○	
		第12条	対象建設工事受注者の発注者への 届出事項の説明		○	
		第16条	対象建設工事受注者の再資源化等の 実施		○	

義務 法 律 ・ 条 例	法 律 ・ 条 例	建設リサイクル法 (建設工事に係る資材の 再資源化等に関する法律)	第 18 条	対象建設工事の元請業者による 発注者への特定建設資材廃棄物の 再資源化工事	発注者への完了報告	○
		騒音規制法	第 14 条	特定建設作業の実施の届出	バックホウを使用する作業 (原動機定格出力 80KW 以上)	該当 なし
			第 15 条	特定施設の届出改善勧告および 改善命令	規制基準の遵守 (指定地域・時間帯規制)	○
		振動規制法	第 14 条	特定建設作業の実施の届出	くい打機	該当 なし
			第 15 条	特定施設の届出改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守 (指定地域・時 間帯規制)	○
		家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法)	第 6 条	特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬を する者等への適切な引渡し、料金の 支払	指定家電 (テレビ・冷蔵庫他) 廃棄時のリサイクル料金の 支払	該当 なし
		自動車リサイクル法 (使用済自動車の再資源化等 に関する法律)	第 73 条	使用済自動車の引取業者への引渡し	リサイクル料金の支払 (廃車時)	○
建設業法	第 3 条	都道府県知事に対する		○		
	第 26 条の第 1 項	主任技術者の設置		○		
	第 26 条第 2 項	監理技術者の設置		○		
法 令	リサイクル法 (資源の有効な 利用の促進に関する法律)	第 4 条	指定再資源化製品のリサイクル (適正廃棄)	パソコン、小型二次電池等の 廃棄時	○	

追補

フロン排出抑制法	第 16 条	<p>冷凍空調機器：すべての第一種特定機器が対象</p> <p>① 自身での簡易点検（3ヶ月に1回以上）実施 圧縮機電動機定格出力に応じ有資格者による「定期点検」</p> <p>② 空調機（50kw以上）1年に1回以上</p> <p>③ 空調機（7.5kw～50kw未満）3年に1回以上</p> <p>④ 冷凍冷蔵機器（7.5kw以上）1年に1回以上</p>	<p>① 企業・法人の管理者が確認</p> <p>②③④は 有資格者による定期点検実施</p>	○
	第 41 条	第 1 種特定製品廃棄等実施者の引渡義務	製品管理者のフロン類回収業者へのフロン類の引渡義務	該当なし

環境法規等の遵守状況と違反・訴訟の有無（確認日：2024年6月1日 望月 周）

当社におきましては環境法規等の違反・訴訟はありません

また利害関係者より違反等の指摘・苦情はありません

9 代表による全体の取組状況の評価と見直し・指示の結果

事業拡大による新体制でのエコアクション 21 への取り組みがスタートしてから一年が経過した。

温室効果ガス排出の要因である各エネルギーの使用量は、請負工事や人員の増加に伴い必然的に上昇し、取組みには努めたものの、当初掲げた削減目標に到達するには不十分であった。

一方、各工事現場における廃棄物の処理や再資源化は適正に行われた。また、環境美化活動のボランティアや、エコブラスト工法といった独自の工法技術の積極的な導入など、環境への配慮を重視した活動への取組は大いに評価できた。

現在、原油価格の高騰や原材料の物価高が著しいため、環境課題への解決は勿論のこと、経営課題の解決も併せて図っていききたい。

近年は気候変動の影響による災害が相次ぎ、我々にとっても、きわめて身近で深刻な問題となっている。地球温暖化対策が喫緊の課題となるなか、改めて環境経営に取り組むことの意義や、取り組みを緩めないことの大切さについて認識を新たにした。

環境への取組みを重要課題として位置付けつつ、それが同時に事業の継続や発展にも大きく活かされていくようなありかたを今後も目指していききたい。

2024年 6月 30日
株式会社 池ノ沢工業
代表取締役 望月 史

	見直し項目	変更の必要性	「有」の場合の指示事項等
1	環境経営方針	有 ・ 無	
2	環境経営目標	有 ・ 無	グループ企業として事業規模も拡大してきたため基準値を見直す必要がある
3	環境経営計画	有 ・ 無	
4	環境に関する組織（実施体制含む）	有 ・ 無	従業員増と役職員の変更に伴い組織再編
5	その他のシステム要素	有 ・ 無	
6	その他（外部への対応）	有 ・ 無	